

令和元年6月26日  
自動車局安全政策課  
旅客課

## 無人自動運転移動サービスを導入する バス・タクシー事業者のためのガイドラインを策定しました

2020年の限定地域での無人自動運転移動サービス（レベル4）の実現に向け、「限定地域での無人自動運転移動サービスにおいて旅客自動車運送事業者が安全性・利便性を確保するためのガイドライン」を本日、公表しました。

このガイドラインにより、限定地域での無人自動運転移動サービスの実現に向け、その安全性及び利便性の確保を図ってまいります。

2020年の実現を目指している限定地域での無人自動運転移動サービス（レベル4）においては、旅客自動車運送事業者は、運転者が車内にいる場合と同等の安全性及び利便性を確保することが必要です。

国土交通省は、旅客自動車運送事業者が、運転者が車内に不在となる自動運転車で旅客運送を行う場合において安全性及び利便性を確保するために対応すべき事項について検討していく際に必要となる基本的な考え方を示すものとして、「限定地域での無人自動運転移動サービスにおいて旅客自動車運送事業者が安全性・利便性を確保するためのガイドライン」を策定しました。

このガイドラインにより、限定地域での無人自動運転移動サービスの実現に向け、その安全性及び利便性の確保を図ってまいります。

※ ガイドラインの詳細については別紙をご覧ください。

### <お問い合わせ先>

自動車局安全政策課 塚田、奥立、十川  
旅客課 遠藤

TEL : 03-5253-8111 (内線 41625、41613)

03-5253-8566 (直通)

FAX : 03-5253-1636